

公民館情報

公民館講座の様子をご紹介します

令和5年度に開催した、公民館講座の一部をご紹介します。

▼健康ウォーキング講座

(10月18日(水)開催)

皇居の周りを1周ウォーキング。天候にも恵まれ、皆さんの気合いが入り、予定より早いペースで歩き切りました。



▼犬とのコミュニケーションの取り方講座

(10月22日(日)、29日(日)開催)

犬との正しいあいさつの仕方や、犬にストレスを与えない対応方法などを学びました。



【問】 麻生公民館 ☎ 0299-72-1573
北浦公民館 ☎ 0291-35-3777

行方歴史探検 2023 9

茨城県指定有形文化財(彫刻)

天台宗慈心院雷電山万福寺

～木造阿弥陀如来両脇侍三尊立像～

所在地：行方市羽生 745



寺伝によると、都から逃れてきた平貞能が出家して、現行方市若海に庵を構え、寛正5(1464)年に芹沢俊幹が芹沢に万福寺として開基した後、元禄10(1697)年に水戸藩の政策で現在地に移されました。本尊の阿弥陀如来像は、像高96cm、細い針金を寄り合わせた螺髪と玉眼の上品な顔立ちで、衣は金箔の切抜き紋、足裏には仏足石になった輪宝と華瓶(花瓶)の截金が施されています。わずかに開いた口から4本の歯が見える、全国でも数少ない歯吹像です。像高72cmの観世音菩薩、勢至菩薩の脇侍像と共に室町時代中期の作で、稀有の秀作といわれています。現地案内板のQRコードから説明動画を視聴することができますので、ぜひご利用ください。

※茨城県史料中世編Ⅰ(1970茨城県史編さん中世史部会)、玉造町史(1985玉造町史編さん委員会)、玉造史叢第4、13、17、28、46集(玉造郷土文化研究会)、万福寺「縁起略記」を参考にしています。

【問】生涯学習課文化・社会教育グループ ☎ 0291-35-2111

はい、こちら行方市消費生活センター！

20代トラブル急増中！18・19歳も！転売チケットトラブルにご注意を!!

【事例】

SNSで個人からチケットを譲り受けるために、1枚約25,000円で2枚、合計約50,000円をコード決済サービスで代金を送金した。不安だったので、あらかじめ相手の住所、氏名、電話番号の個人情報を聞き、事前に電話をかけ、相手と話をし確認を取った上で送金したが、送金した直後にSNSをブロックされ、連絡が取れなくなった。返金してほしい。

【解説】

インターネットでのコンサートやスポーツなどの興業チケット転売に関する相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。以下のポイントをおさえておきましょう。

- ①チケットは、興行の主催者、主催者より正式に販売許可を得たプレイガイド、ファンクラブ、アーティスト公式ホームページなどの、正規販売ルートから購入しましょう。
- ②コンサートやイベントの公式ホームページには、チケットの転売禁止や、転売サイトから購入したチケットだと判明した場合は入場できないことなどのルールが記載されています。転売仲介サイトでチケットを購入する前に、公式ホームページの情報を確認するようにしましょう。
- ③チケットのうち、特定興行入場券の要件を満たすチケットについて不正転売を行った場合、チケット不正転売禁止法違反として、1年以下の懲役や100万円以下の罰金が科されることがあります。不正転売は絶対にしないようにしましょう。
- ④SNS等で知り合った相手との取引は、解決が困難なケースが多くみられます。大きなリスクを伴うので注意しましょう。

— まずはお電話を！ —

【問い合わせ】行方市消費生活センター ☎ 0291-34-6446